

**ライオンズクラブ国際協会 331-A 地区
第2副地区ガバナー候補者選出規定（案）**

1. 目的

331-A地区の地区ガバナー・キャビネット（以下「キャビネット」という。）は、第2副地区ガバナー候補者の選出にあたり、その任務が十分遂行でき、しかも次々年度地区ガバナーとして最適な人物である「第2副地区ガバナー候補者」（以下「候補者」という。）の選出を円滑におこなうため、当地区において踏襲されてきたリジョン・ローテーション制の慣例を尊重したうえで、この規定を設ける。

2. 候補者の選出基準

- (1) 国際付則第9条第6項(c)(1)(2)(3)(a)(b)(c)の第2副地区ガバナー候補者の資格を持つ地区内のクラブ会員であること。
- (2) 最近のライオンズ知識を習得し、リーダーとしての資質を備え、健康であること。
- (3) 国際付則第10条第2項(b)の第1副地区ガバナー、第10条第2項(c)の第2副地区ガバナーのハードな任務を遂行できる会員であること。
- (4) 次々年度地区ガバナーとなるにふさわしい人物であること。でき得れば、さらに上位の国際役員に立候補可能な若い指導者が望ましい。

3. 候補者の選出手順

- (1) 候補者の選出リジョン・ローテーション（以下「ローテーション」という。）を別表で定める。別表の作成および改正はキャビネット会議の議決による。
- (2) 各リジョンはローテーションに支障をきたさないよう最善の努力を払うものとする。
- (3) 地区ガバナーは、ローテーションに基づき、該当するリジョン内の各クラブ会長（以下「クラブ会長」という。）に対し、第2副地区ガバナーを擁立することが可能かどうかの確認を、選出される前年10月末までにおこなう。
- (4) 当該リジョンのクラブ会長は、擁立の有無などにつき、選出される前年10月末までに、地区ガバナーへ文書で報告する。擁立する意思を報告したクラブ会長は、前年12月15日午後5時までに、立候補者の経歴書、所属クラブの推薦状などを添付し、立候補者と共に「第2副地区ガバナー立候補届出書」を地区ガバナーへ提出する。
- (5) ローテーションに沿うことが出来なかったリジョンは、当該年度に候補者を擁立できる権利を失い、別表のローテーション順序を順次繰り上げとする。
- (6) 地区ガバナーは、立候補届出書並びに経歴書、所属クラブ推薦状などをキャビネット会議に提出し、年次大会における第2副地区ガバナー候補者とするものの承認を得る。

2017年5月21日制定

第2副地区ガバナー選出リジョン・ローテーション（案）

1. この第2副地区ガバナー選出リジョン・ローテーションは、331-A地区第2副地区ガバナー候補者選出規定の「3. 候補者の選出手順」第1項に基づき、候補者の選出のための別表として定めるものである。
2. 本リジョン・ローテーションの施行による第2副地区ガバナー選出の順序は下記のとおりとし、一巡した後は再度同一順序により選出する。

年 度	第2副地区ガバナー擁立リジョン
2016-2017年度	第6リジョン（暫定）
2017-2018年度	第2リジョン
2018-2019年度	第4リジョン
2019-2020年度	第3リジョン
2020-2021年度	第5リジョン
2021-2022年度	第1リジョン
2022-2023年度	第6リジョン